

あいちEV・PHV普及ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 あいちEV・PHV普及ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、愛知県における電気自動車（以下「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下「PHV」という。）の本格的な普及に向けて、関係実施主体が協働して施策を推進することを目的とする。

(組織)

第2条 ネットワーク参加者は、EV・PHVの導入、充電インフラの整備促進、EV・PHVの普及啓発又は効果評価のための調査に、率先して実施又は協力する、事業者、団体又は自治体とする。

2 ネットワークの議長は、愛知県環境部長をもって充てる。

(分担金等)

第2条の2 ネットワークに参加する事業者及び団体は、入会時に分担金として、700円をネットワークへ支払う。

2 分担金は、別に定める、啓発用の共通ロゴマークを使用するための料金に充当する。

3 前項の料金の支払いは、原則として、第5条に定める調整会議の事前の了承を得て、第8条に定める事務局が行う。

緊急その他やむを得ない事由により、前項の事前の了承が得られない場合は、緊急その他やむを得ない事由が消滅した後、遅滞なく調整会議に報告する。

(情報交換等)

第3条 ネットワークは、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、情報の交換及び共有を図る。

- (1) EV・PHVの需要の創出に関する事項
- (2) 充電インフラの整備促進に関する事項
- (3) EV・PHVの普及啓発に関する事項
- (4) 効果評価に関する事項
- (5) その他必要事項

(総会)

第4条 ネットワークの総会は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長が総会に出席できない場合は、議長の指名した者がその総会において議長の代理を務める。

(調整会議)

第5条 第3条各号の事項について、検討、調整を行うため、ネットワークに常設機関として調整会議を置く。

- 2 調整会議の構成員は、ネットワーク参加者のうち、電力会社、自動車メーカー、関係自治体及び参加を希望する者から、調整会議の座長が指名する。
- 3 調整会議の座長は、愛知県環境部地球温暖化対策監をもって充てる。
- 4 調整会議は第1項の検討、調整事項について、ネットワーク参加者にその情報を提供する。
- 5 調整会議の座長は、必要のつど調整会議を招集し、これを主宰する。
- 6 調整会議の座長は、必要があると認めるときは調整会議に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 7 調整会議の座長が調整会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその調整会議において座長の代理を務める。

(ワーキンググループ)

- 第6条 調整会議において専門の事項を検討する必要があるときは、調整会議にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの班長及び構成員は、調整会議の構成員から調整会議の座長が指名する。
 - 3 ワーキンググループの班長は、必要のつどワーキンググループを招集し、これを主宰する。
 - 4 ワーキンググループの班長は、必要があると認めるときはワーキンググループに構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(人件費及び旅費)

- 第7条 ネットワーク総会、調整会議、ワーキンググループの活動に必要な人件費及び旅費等は、出席者の所属部署で負担する。

(事務局)

- 第8条 ネットワークの事務局は、愛知県環境部地球温暖化対策課に置く。
- 2 事務局は、総会、調整会議及びワーキンググループの庶務、並びにネットワークの会計事務を行う。

(会議の公開)

- 第9条 ネットワークの総会は、公開とする。

(会計監査)

- 第9条の2 座長は、調整会議の議を経て、愛知県を除く調整会議構成員の中から、1者を監査役として指名する。
- 2 監査役は、年度当初に、前年度の会計監査を実施する。

(退会等)

- 第10条 議長は、ネットワークの運営、秩序を乱すネットワーク参加者に対して、ネットワークの運営、秩序を守るよう勧告することができる。
- 2 前項の勧告にもかかわらず改善が見られない場合は、議長は当該参加者に対して、

ネットワークからの退会を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営その他必要な事項は、調整会議の座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

第2条 第2条の2に規定する分担金は、この要綱の施行時に、ネットワークに参加している事業者及び団体については、遅滞なく、分担金としてネットワークに700円を支払う。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(参考)

第9条の2第1項に規定されている「監査役」は、平成21年10月7日(水)に開催された「あいちEV・PHV普及ネットワーク調整会議(第5回)」において、「名古屋市」に決定した。